

村山市監査委員公告 第 14 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 3 年 10 月 20 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 建設課
2. 監査の期間 令和 3 年 10 月 12 日から 10 月 20 日まで
3. 監査の範囲 令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法  
村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点  
財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果  
**【指摘事項】**
  - 時間外勤務手当の支給について、追給すべきものがある。  
〔追給〕 時間外勤務命令簿に記載されているが支給されていないものがある。
  - 工事契約に係る価格の積算内容（電子ファイル）管理に不備がある。  
〔改善〕 工事入札の価格情報に係る漏洩防止の観点から、電子ファイルの管理方法を見直すなど情報の管理を適切に行うこと。